

## 学校法人九州国際大学役員の報酬等の支給の基準に関する規程

(令和2年4月1日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人九州国際大学寄附行為第41条の規定に基づき、役員の報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤の役員」とは、学校法人九州国際大学（以下「法人」という。）において勤務することが常態である役員をいう。
- (3) 「非常勤の役員」とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 「役員の報酬等」とは、その名称の如何にかかわらず、報酬、賞与その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金並びに特別功労金（学校法人九州国際大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）等に基づく職員としての給与、退職手当等を除く。）をいう。
- (5) 「費用」とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等をいう。以下同じ。）、手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、調整手当、住居手当、通勤手当及び賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬（第4条第4項第1号に規定する学長である理事にあつては、報酬、調整手当、住居手当、通勤手当及び賞与）

2 役員に対しては、特別功労金を支給することができる。

### (役員の報酬等の額)

第4条 常勤の役員の報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 922,000円
- (2) 副理事長 784,000円
- (3) 常務理事 728,000円

- 2 前項に規定する常勤の役員には、報酬月額 $100$ 分の $3$ を乗じた額の調整手当及び職員給与規程の適用を受ける職員の例による住居手当及び通勤手当を月額として支給する。
- 3 常勤の役員の賞与は、国家公務員指定職俸給表適用者に準じて、第1項の報酬月額に理事長が決定する支給率を乗じて得た額を支給する。
- 4 非常勤の役員の報酬月額は、次のとおりとする。
  - (1) 学長である理事（職員給与規程の適用を受けない学長に限る。）  $784,000$ 円
  - (2) 法人の職員以外の者（法人の職員である評議員を除く。）のうちから選任された理事  $50,000$ 円
  - (3) 監事  $50,000$ 円
- 5 前項第1号に規定する学長である理事については、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 在任中特に功労があつた役員に対しては、報酬月額に $3$ を乗じて得た額の範囲内で理事会で定める額を特別功労金として支給することができる。
- 7 法人の職員のうちから選任された理事（第4号第1号に規定する学長である理事を除き、職員である評議員から選任されたものを含む。）に対しては、役員 $の$ 報酬等を支給しない。

（役員 $の$ 報酬等 $の$ 支給方法）

- 第5条 役員 $の$ 報酬等 $の$ 支給 $の$ 時期は、職員給与規程 $の$ 適用 $を$ 受ける職員 $の$ 例による。ただし、特別功労金については、理事会 $の$ 議決後1月以内に支給するものとする。
- 2 役員 $の$ 報酬等は、現金により支給する。ただし、役員 $の$ 申出があるときは、口座振替 $の$ 方法により支払うことができる。
  - 3 役員 $の$ 報酬等を支給する際には、法令 $の$ 定めるところによる控除すべき金額及び役員から申出 $の$ あつたものを控除して支給することができる。

（役員 $の$ 報酬等 $の$ 日割り計算）

- 第6条 就任、退任又は解任 $の$ 場合 $の$ 役員 $の$ 報酬等については、当該月 $の$ 在職日数に応じて日割計算により支給する。ただし、死亡による退任 $の$ 場合は、当該月 $の$ 報酬月額 $の$ 全額を支給する。

（費用 $の$ 支給）

- 第7条 役員には、別に定める役員 $の$ 旅費に関する内規に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程による計算金額に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める役員に対する報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(役員報酬等に関する内規の廃止)

2 役員報酬等に関する内規(昭和55年4月1日制定)は、廃止する。